

# 別紙1 色彩基準

建築物等の外壁及び屋根において、対象とする色彩は、以下に示す船橋市景観計画に定める色彩を基準とする。ただし、表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合、見付面積の1/5未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される色彩については色彩基準の範囲外でも使用できるものとします。

建築物の外壁及び屋根の色彩の基準(マンセル値)

	色相	明度	彩度
R(赤) YR(オレンジ) Y(黄)	OR ~ 10R(OYR) OYR ~ 10YR(OY) OY ~ 10Y(OGY)	-	6以下
GY(黄緑) G(緑)	OGY ~ 10GY (OG) OG ~ 10G (OBG)	-	4以下
BG(青緑) B(青) PB(青紫) P(紫) RP(赤紫)	OBG  ~  10RP	-	2以下

代表的な色相別カラーチャートの例

         使用できる彩度の範囲

